北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議
（第４５回）

議　　事　　録

日　時：平成３０年１１月１９日（月）午後２時３０分開会
場　所：Ｐ　Ｃ　Ｂ　処　理　情　報　セ　ン　タ　ー

１．開　　会

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議を開催させていただきます。

本日は、皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

司会進行を務めさせていただきます北海道環境生活部環境局循環型社会推進課の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、おおむね１６時半をめどに終了したいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、皆様へのお願いですが、本会議では議事録を作成し公表しております。ご発言の際には必ずマイクをご使用していただきますようお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の相田よりご挨拶を申し上げます。

【相田局長】

北海道環境生活部環境局長の相田でございます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

また、近隣市からは登別市、伊達市のほか、オブザーバーとして環境省、道立総合研究機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社本社から出席をいただいてございます。

さて、本日は、第４５回の会議でございますが、北海道事業所からは、トラブル事象や前回の会議でご指摘をいただいておりました事項につきまして説明をいただく予定としてございます。

また、道庁のほうからは、平成３１年の４月に改定を行う予定してございます北海道循環型社会形成の推進に関する条例につきまして説明をさせていただきます。

概略と申しますと、道内のＰＣＢ廃棄物の運搬体制の効率化を図るに当たりまして、道外から搬入されるＰＣＢ廃棄物による支障が生じないよう必要な見直しを行うというものでございます。後ほど、詳しくご説明を差し上げます。

道といたしましては、ＰＣＢ廃棄物の期限内の処理完了に向けまして、安全、安心を大前提としながらＰＣＢ廃棄物の把握から適正な保管、運搬、処分までが効率的に行われますよう、必要な施策を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

【事務局】

続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席をいただいております環境省廃棄物規制課の成田課長よりご挨拶をいただきます。

よろしくお願いいたします。

【環境省】

ただいまご紹介いただきました環境省廃棄物規制課長の成田でございます。

皆様には、日ごろよりＰＣＢ廃棄物の処理の推進にご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

まず、先般の平成３０年北海道胆振東部地震により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

ここＪＥＳＣＯ北海道ＰＣＢ処理事業所は、先般の地震により施設への被害は生じませんでしたが、今後、同様の災害が発生した場合に備え、ＪＥＳＣＯと一丸となって施設の安全性の確保を改めて徹底してまいります。

さて、先行するＪＥＳＣＯ北九州事業地域では、昨年度末に変圧器、コンデンサー等の処分期間を終了し、現在は、本年度末の計画的処理完了期限の確実な達成に向けて、いまだに処分委託をしていない事業者への行政処分等の手続を進めているところです。

ＪＥＳＣＯ北海道ＰＣＢ処理事業所処理対象物については、変圧器、コンデンサー等の処分時間を平成３３年度末まで、安定器汚染物等の処分期間を平成３４年度末までとしています。

北九州事業地域の取り組みも参考としながら、残された時間を意識して、早期処理に向けて取り組みを計画的に進めていく必要があります。

環境省といたしましても、引き続き、関係者と連携しつつ、安全の確保を大前提として、ＰＣＢ廃棄物の処理が一日も早く進むよう全力で取り組んでまいります。

本日の会議でも、皆様からご意見を賜ることでＪＥＳＣＯ北海道ＰＣＢ処理事業所の安全確保の徹底や、ＰＣＢ廃棄物の期限内処理の達成に向けたさらなる取り組みの推進につなげたいと考えていますので、よろしくお願いをいたします。

２．議　　事

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、眞柄座長にお願いいたします。

【眞柄座長】

それでは、議事を進めてまいります。

最初に、配付資料の確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

道庁循環型社会推進課環境保全グループの久保と申します。

この９月からＰＣＢを担当することになりました。よろしくお願いいたします。

では、手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と名簿のＡ４の１枚物の資料、それから、資料１としまして、北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議（第４４回）会議録、資料２－１中間貯蔵・環境安全事業（株）におけるＰＣＢ廃棄物処理事業の現況、資料２－２北海道事業の進捗状況、資料２－３稼動状況、資料２－４トラブル事象等について、資料２－４の別添としまして、別添１、別添２、別添３がついております。資料２－５平成３０年度北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る環境モニタリング測定結果、資料２－６中間貯蔵・環境安全事業（株）北海道ＰＣＢ処理事業所に対する立入検査実施状況、資料３前回監視円卓会議での課題に対する報告等について、別紙としまして資料が、別添１、別添２、別添３、別添４、別添５、別添６とホチキスどめでついております。それから、資料４、当初施設における漏洩防止プロジェクト活動の実績について、資料５北海道循環型社会形成の推進に関する条例改正について、参考資料としまして、北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業だより（Ｎｏ．４１）というものがついております。

資料は以上でございます。

【眞柄座長】

ということでございますので、もしなければ、それぞれ申し出てくだされば事務局から配付をさせたいと思います。

まず、議題（１）は、前回の議事録であります。

あらかじめ、皆様方に確認をいただいておりますので、特にご異存がなければ、これで確定と思います。

それでは、具体的に進めてまいりたいと思います。

処理の進捗状況につきまして、資料に基づいて説明をしてください。お願いします。

【ＪＥＳＣＯ】

ＪＥＳＣＯ北海道事業所の松本でございます。

まず、お手元の資料の２－１をご確認ください。

全５事業所の事業の現況でございます。

こちらの資料はいつもどおりですが、前回、６月の会議から追記した事項はございませんので、細かい説明は省略させていただきます。

続きまして、資料２－２をご確認ください。

北海道事業の進捗状況になります。

最近追記した事項としまして、最後の９ページ目の下をご確認ください。

前回、６月８日に４４回の監視円卓会議がございました。それ以降のイベントについて追記しております。

めくって、最後１０ページ目の上から二つ目、９月１日にプラズマ溶融分解炉排気オンラインモニタリングＨＨ警報によるトラブルが発生してございますけれども、こちらは資料２－４で説明をさせていただきます。

さらに、その後、９月６日に記載してございます北海道胆振東部地震の発生というところでございますけれども、この地震の影響により、従来、毎年９月の前半に行っておりました収集運搬事業者連絡会、それから、９月の中旬に実施しておりました地元公設消防と合同で行っております総合防災訓練に関しましては、諸般の事情により、今年に関しては中止とさせていただいております。

資料２－２は以上になります。

続きまして、資料２－３をご確認ください。

稼動状況になります。

まず、１ページ目、当初施設の受け入れ状況になります。

めくっていただきまして、２ページ目が当初施設の処理の進捗状況になります。今年９月末までの数字で集計してございます。

表にございますけれども、変圧器類で３，７７７台、コンデンサー類で５万７，４４９台の処理を行いまして、ＪＥＳＣＯに登録いただいている数に対する処理の進捗率は、それぞれ９１．１％、９２．３％と、両方とも９０％を超えるところまで来ております。

右側３ページは変圧器類、コンデンサー類の９月までの１年間の各月の処理台数と処理重量のグラフになります。

４ページ目は、純ＰＣＢ処理量の集計数字になります。

右側５ページ目が有価物として払い出したものの実績になります。

６ページ目、上の二つの表が産業廃棄物として払い出した実績、一番下の表がＰＣＢ濃度５，０００ミリグラム／キログラム以下の無害化認定施設への払い出し実績となります。

次に、７ページ目が、増設施設関係の受け入れ状況の実績であり、道内、１５県、１都３県という形で分けて書いてございます。

８ページ目が増設で処理した実績の表になります。

下のほうに小さな表を書いてございますけれども、同じく９月末までの集計数字になりますが、１道１５県のエリアで処理量２，９３６トン、１都３県で１，３４５トンということで、ＪＥＳＣＯに登録いただいている数に対する処理進捗率は、１道１５県で７４．５％、１都３県で２２．６％、合わせまして４３．３％、ほぼ半ばまで来たという数字になってございます。

９ページ目の上のほうが、この１年間の各月の処理量の推移、下が産業廃棄物として払い出したスラグ、固形物の実績の表になります。いずれも処理の進捗に沿って実績を重ね

ているところでございます。

続きまして、２－４の説明をさせていただきます。

【ＪＥＳＣＯ】

安全対策課長の鈴木より、資料２－４、トラブル事象等について説明させていただきます。

前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に報告し公表いたしましたトラブルは、以下の一件です。

事象は、９月１日、増設施設で発生しました２系プラズマ溶融分解炉排気（ＳＮ活性炭前）オンラインモニタリングＨＨ警報発報による排気漏洩防止設備（ＳＮ活性炭１段→２段）の起動（区分Ⅲ）です。

なお、同様の事象は２月、５月にも発生し、委員会でも報告しておりますが、次の別添１で、これら３件について対策をとり、最終報告をさせていただきます。

次に、不具合事象等の公表件数について報告いたします。

前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に１１件の不具合事象と１８件の不具合事象未満を報告し、ＰＣＢ処理情報センターに公表いたしております。

平成３０年５月から９月末までの当初施設、増設施設の月ごとの件数は表のとおりとなっております。

また、下の表には、年度別の累計を記載しておりますので、ご確認ください。

次に、トラブルではありませんが、平成３０年９月６日木曜日、早朝に発生しました北海道胆振東部地震での事業所の対応について説明させていただきます。

資料２－４、別添１です。

９月１日、増設施設で発生しました２系プラズマ溶融分解炉排気（ＳＮ活性炭前）オンラインモニタリングＨＨ警報発報による排気漏洩防止設備（ＳＮ活性炭１段→２段）の起動の概要となります。

同様の事象は、記載しております２月１６日、５月２２日にも発生いたしております。これらの詳細は別添２で改めてご説明いたします。

ページを２枚おめくりください。

２系プラズマ溶融分解炉排気（ＳＮ活性炭前）オンラインモニタリングＨＨ警報発報による排気漏洩防止設備（ＳＮ活性炭１段→２段）の起動（区分Ⅲ）が２月１６日、５月２２日、９月１日に発生いたしました。上段の図にモニタリングシステムブロック図を示しております。

プラズマ溶融分解炉は１系と２系の２基があり、それぞれの排気ガスのＰＣＢ濃度を図中の中央の黄色で示しました２－１、２－４の測定点で交互に測定し、交互に、図の右側にありますＮｏ２ＰＣＢ濃度計プラズマ排気用で測定しております。

今回、この２－４の測定点で、いずれもＨＨ警報が発報しております。

発報の内容、その後の対応を下の図に示しております。

２月１６日、１０．１マイクログラム／立方メートル、５月２２日、９．２マイクログラム／立方メートル、９月１日、９．５マイクログラム／立方メートルで警報が発報し、その後、セーフティネット活性炭前でオンライン測定、オフライン測定を実施いたしました。結果は記載のとおり、問題のない状況でした。

なお、２月１６日は、不手際によりセーフティーネット活性炭でのオンライン、オフライン測定ができませんでしたが、５月２２日、９月１日では確実に実施しております。

ページをおめくりください。

上の図は、排ガス中ＰＣＢの漏洩についての安全設計についてです。

排ガス中のＰＣＢの漏洩についての安全設計としては、薄い緑色で示しております排ガス中の有害物質を常時監視する操業監視システムと、薄い茶色で示してありますセーフティーネットからなっており、ともに３回とも異常はありませんでした。

下の図は、２月１６日に検出されたＰＣＢ塩化物組成の酸素換算前の値を示していますが、現ＰＣＢ濃度のほとんどを２月１６日は４塩素化物、５月２２日は３塩素化物、９月１日は４塩素化物が占めておりました。

ページをめくりください。

標準試料の感度についてです。

上の図が２月１６日、下の図が５月２２日のＨＨ警報発報時の標準試料の信号となります。いずれも上から３段目の青い信号の赤丸内の部分の信号が正常な信号となります。

その上、２段目の緑の信号の赤丸の中の信号がＨＨ警報発報時の信号で、その下の青い信号と比べ、高さが低く、分解後、はっきり分れていないのがわかります。夾雑成分の影響で感度が低下しているのがわかります。

メーカーからは、２月１６日、５月２２日、９月１日、いずれも装置に異常はない、標準試料の信号は低下していた、一種の同族体のＰＣＢが検出されている、これらより夾雑成分による誤発報であったとの報告を受けております。

ページをめくりください。

今回、セーフティネット後の薄い赤で示しました場所に２４時間サンプリング装置を設置いたしました。この装置は、毎日２４時間一定の吸引速度で排ガスをＰＣＢ捕集用カートリッジに吸引いたします。なお、カートリッジは、毎日新しいものに交換し、通常は測定いたしませんが、ＨＨ警報発報時には、直ちにカートリッジを交換し、測定を行い、カートリッジにＰＣＢが捕集されているか否かを確認し、外部にＰＣＢの排気がないことを確認いたします。

下の図に２月、５月、９月の３回の事象を経て実施いたしました三つの対策を記載しております。

１、緊急時の対応として、所員等の緊急時対応教育、危機意識向上の教育を実施、２、オンラインモニタリング警報発報に対する対応として、オンラインモニタリングによる集

中監視の実施、セーフティネット活性炭出口での２４時間サンプリングの実施、オンラインモニタリング装置と内部データの詳細な表示機能の追加、３、オンラインモニタリングＨＨ警報発報時の判断フローとして、複数の判断要素を調べることで夾雑成分による誤発報の判断につなげるフローを作成。現在これらを継続し、実施いたしております。

別添３になります。

平成３０年９月６日木曜日、北海道胆振東部地震での事業所の対応についてご説明させていただきます。

地震発生時刻は、９月６日木曜日、３時０８分でございます。震源地は胆振地方中東部、マグニチュード６．７、室蘭での震度は５弱、施設内地震加速度計は６６．７ガルとなっており、津波のおそれはなしとされております。

施設では、３時２７分、停電となっております。

自衛防災隊についてです。

３時４５分、自衛防災隊（対策本部、指揮本部、消防隊）を立ち上げ、テレビ等により情報収集を開始いたしました。

４時０７分、全職員に一斉メールにて出社要請を行っております。その後、本社に第１報、その後、行政にも連絡をしております。

行政の連絡といたしましては、３時５７分、消防本部、４時１５分、海上保安本部、４時３０分、室蘭警察署より状況確認の連絡が入っております。その後、４時１６分から２１分、行政への第１報、５時１４分から５時２５分に行政への第２報の連絡を完了しております。

その後、事業所員の安否確認を行い、工事関係者の安否確認も行っております。その後、出社への非常食、飲料水等の配布等を行い、また、施設で必要な重油等の確保等を行い、受け入れが継続したまま、当日は、１７時５４分、管理職を含め自宅待機指示が出ております。

９月７日、翌日ですが、停電は継続しております。１３時３０分に、１４時３０分受電開始の連絡を新日鉄よりいただいております。その後、１４時３０分より受電を開始し、１４時５０分、当初施設の受電が完了し、１５時１４分、増設施設も受電が完了しております。

それにあわせまして、行政等には、９月７日１４時から１４時２０分に行政への復電・業務再開予定報告をしております。

設備関係では、９月６日の３時２７分に停電となり、直ちに３時２７分、非常用発電機が運転を開始し、その後、設備点検を開始し、施設設備に異常のないことを確認しております。

業務の再開ですが、当初施設では、９月８日定期点検を再開、増設施設は、９月８日昇温開始、９月９日トーチ点火、９月１０日溶融を再開しております。

これらを受けまして、９月７日１７時１５分、自衛防災隊（対策本部、指揮本部、消防

隊）を解散しております。

以上、資料２－４、トラブル事象等についての説明を終了いたします。

【眞柄座長】

ありがとうございました。

それでは、今、説明をいただいたものについて質問やご意見があれば、どうぞお出しください。

【○○委員】

教えていただきたいのですけれども、稼働状況の８ページの下に、前回、平成３０年３月末の登録重量から大幅減少しているのは、１都３県内の正式登録時の精査（仕分けを含む）、これに伴って減少しているということですけれども、その数字はどこにどのように記載されているのか、今後もそういった登録重量の登録が、精査によってまたどんどんこれが減っていくのか、逆にふえる心配がないのか、その辺の見通しについて教えていただきたいのです。

【ＪＥＳＣＯ】

ＪＥＳＣＯの松本です。

まず、８ページの下のほうの※印の３行の部分ですね。前回の登録重量の１万３４７キログラムは、今回のこの資料には記載してございません。今回、「９，８９６，５４２」と書いていたのですが、ここが前回の６月のときは「１０，３４７」という数字だったということでございます。比較する意味で表に載せなかったのでわかりづらいかもしれません。大体、登録重量はこれまで、最近は、ちょっと横ばいになりながら、少しずつ増えてきたという流れでございましたけれども、今回大きく減ったということで、改めてコメントをつけさせていただきました。

ここにも書いてございますけれども、１都３県内の正式登録時の精査によるもの、これは以前にも申し上げたことがございますけれども、本当にＰＣＢ廃棄物なのか、ＰＣＢが使われていない安定器なのかということを、事業所内もそうですけれども、保管事業者の皆様にもしっかり行ってくださいという投げかけをしております。正式登録時という言葉は、複雑なお話になるのですが、最初にＪＥＳＣＯでは予備登録という形で、まずは最初に大凡の情報で登録してもらう。その後に荷姿登録という形で、実際に詳細の重量、契約期間とか、二つのステップで契約するのですけれども、正式登録というのは、最初の予備登録から本当の荷姿登録に変わるときに、保管事業者さんの方で、これだけあると言ったけれども、違うことだったので正した形で契約したと、そういうことでございます。

今後なのですけれども、今申し上げましたように、新たに登録されているものもありますし、今回のようにちゃんと中身を調べて、ＰＣＢを使っていないものであれば取り下げ

るという動きもありますので、この辺は何とも申し上げられません。新たに登録されれば増えるということもありますし、今回のように減るということもあるということでございます。

【眞柄座長】
そういうふうに回答せざるを得ないだろうと思うのです。だから、結局、１道１５県のほうに比べて、１都３県の掘り起こしと仕分けがどれぐらい進んでいるかというところの曖昧さが残っているということに尽きると思うのです。そうかといって決められた期間を超えるようなものが出てくるとは思えないので、その辺のところは、何となくもう少ししっかり回してもらいたいなという気がします。

【○○委員】
資料２－４の別添１の１ページで、概要のところの５行目のＨＨ警報発報時の測定結果は９．５マイクログラム／Ｎ立方メートル（O_2濃度換算値）であったというのがよくわからないのです。説明していただけますか。わからないというのは、単位が書いてあって、何が測定されたのか。それから、O_2濃度換算値が初めて聞く言葉です。

【ＪＥＳＣＯ】
安全対策課の鈴木からご説明いたします。
まず、こちらですが、測定機器からの測定されたデータを、焼却炉ということがございまして、酸素濃度による換算があります。そうしましても、出た焼却炉に希釈するために空気を吹き込んだ場合に酸素濃度が上がりますので、その場合、補正をかけるということで、ある一定の酸素濃度での換算が必要となります。
今回、私どもでは、焼却炉のほうで１２％換算という形に、通常の酸素濃度で出た４という数字なのですが、このものに対して酸素濃度で換算値、３倍ぐらいの値が加算される形になるのですが、そちらのほうで補正をしているところでございます。

【○○委員】
全然わからない。

【眞柄座長】
僕もよくわからない。もう一度説明してください。

【ＪＥＳＣＯ】
こちらは、焼却炉の排ガスとなりますので、まず酸素濃度換算が入ります。こちらですが……。

【眞柄座長】
酸素濃度換算が入るというのが、なぜ酸素濃度換算をしなければならないかということを説明してくださらないとわからないです。

【ＪＥＳＣＯ】
こちらは当然焼却炉から有害なものが出てまいるわけなのですが､そのまま出たときに、濃度が高い場合にはどうするかといいますか、その場合に、外部からフレッシュな空気を吹き込んで入れた場合、酸素で空気を入れた場合に当然濃度的には下がってまいります。もともと１０とあったものが、空気を倍入れることによって５というふうに、数字が見た目上そうなってしまうということがあります。ということで、そのため、焼却炉ごとに基準となる酸素濃度というもの、このO_2濃度、通常、私ども生活しているのは２１％という濃度があるのですが、こちら焼却炉では１２％換算にしなさいということで数字を出すように求められております。

【○○委員】
例えば、私たちが一番わかりやすいのは、そこから出ていく気体の中に何ぼ入っているかというのであればわかるのですが、何々換算というのは、具体的にどうされているのかというのがわからないから、なかなかつかめないということと、一般に、ここはセーフティネットと言われる活性炭から出る空気の濃度を問題にしているけれども、量は問題にしていないのです。これが問題だと思いながら問題にしていないのに、ここで問題にするのがいいのかもしれないのですけれども、そこのあたり具体的にわからないというところですね。
それと、皆がわかってくれたらいいのですけれども、眞柄先生、後で説明していただけますか。

【眞柄座長】
私もまだわからない。

【○○委員】
そういうところ、何を考えているのかわからないと。
もう一つは、単位が書いてあるのですけれども、９．５マイクログラムと書いてあるのですけれども、これは何ですか。ＰＣＢですか。

【ＪＥＳＣＯ】
ＰＣＢ濃度です。

【○○委員】
それはなぜ書かないのですか。全部に書いていないのですよね。

【ＪＥＳＣＯ】
そちらについては、大前提がＰＣＢということで省略してございました。今後につきましては、必ずＰＣＢ濃度９．５マイクログラム／Ｎ立米というような形で記録させていただきたいと思います。

【眞柄座長】
それはわかりました。
２０時５０分に２系のプラズマ炉排気のオンラインモニターで９．５マイクログラム／Ｎ立米が記録された。そのときのO_2濃度が幾らだったので、O_2濃度換算前では３．５マイクログラム／Ｎ立方メートルというのは、どういうことですか。もう一度説明してください。

【ＪＥＳＣＯ】
この３．５のときですが、酸素濃度は１８％でございました。そのため、１２％換算が入りますので、計算式としまして、現在、空気の酸素量２１％から１８を引いた３で、基準となります１２％換算、２１％引く１２％で９、こちらを割り算し、３倍の数字がかかるということになります。

【眞柄座長】
今、３．５の測定値が出たときは、O_2が１８％でしたよと。そうだよね。それを、１２％に換算するというのは、どうして１２％に換算するのですか。

【ＪＥＳＣＯ】
私どもプラズマ溶融分解炉は、焼却炉としての行政の基準を適用されておりますので、１２％換算となっています。

【北海道】
北海道庁です。我々が吸っている空気は酸素が２１％なのですけれども、焼却炉は、水素なり炭素なり燃えるものが燃えると、酸素が消費されて酸素が薄くなってくると。それで、薄めない状態だと１２％ぐらいで出てくるのが標準的であろうということで、ダイオキシン特別措置法とかも１２％換算というのが一般的に出てくるのですけれども、１２％ぐらいまで酸素がなくなったものが排気されるよと。

ここから相当乱暴な言い方になるのですけれども、例えば、排ガスを、うちは濃度が厳しいから、空気を途中で入れて大幅に希釈して測定値をクリアしてやれということを防ぐために、２１％に割り返してやって、途中で余計な空気を入れて薄めてずるをするのはなしというような意味合いがございます。

ＪＥＳＣＯは、別にずるをするというわけではないですが、希釈する空気は、途中で２次燃焼をかけたりとか、排ガスを冷却させるとか、いろいろな目的があって希釈されるのですけれども、ＪＥＳＣＯの場合には、先ほど報告があったとおり、１２％というよりも、途中の流入空気がありますので、１８％ぐらいまで外の空気が入ってくると。薄まった状態になるので、それをもともと薄めなかったらどれぐらいかということで換算すると、１２％換算という概念が出てくるのです。これは、あくまでも、ちょろまかすというよりも、ＪＥＳＣＯにとっては厳しめの値に換算して、生の値、薄まった空気では３．５だったけれども、その換算をくぐることで３倍近く、９．５という数字で厳しめに評価をしていますというようなことであります。

【眞柄座長】

ということだそうです。やっとわかりました。

【○○委員】

わかりましたけれども、そうしたら、焼却炉はそういうことだけれども、普通のセーフティネットのものも何回かやれば薄くなるということはないのですか。

【北海道】

セーフティネットでも、ＪＥＳＣＯのプラズマだったら焼却に準じて１２％換算というのが適当だと思うのですけれども、例えば、当初施設で作業員が吸っている、まさに酸素２１％のところで１２％換算をかけるということになると、とてつもない換算濃度になって、めちゃめちゃ厳しくなってしまうのです。２１％に近づけば近づくほど薄めただろうという概念になってくるのです。なので、１２％換算はあくまでも焼却炉の値で、作業環境の濃度で１２％換算をやるということはないです。

【○○委員】

それはそうでしょうけれども、ずるをして物すごく風量を上げるとかね。

【北海道】

それをなしにするために１２％換算というのがきいてくるのです。

【○○委員】

ほとんど、燃焼するわけではないから、普通の出口はね。私が言っているのは冗談みたいな話になるのですけれども、大量に空気を送ったら、モニターでは検出されなくなるでしょう。

【北海道】
そうです。

【○○委員】
その風量は決まっているのですか。

【北海道】
風量というよりも、薄めてやれと思って途中で空気を入れてやったら、もちろん風量は上がるのですけれども、同時に酸素濃度が上がるので、ほとんど燃やして薄めなかったら１２％なのに、普通の空気を吸い込むことで、だんだん２１％に近づいてきますよね。それでばれるのです。

【○○委員】
私が言っているのは、燃焼室ではなくて、普通の出口のところです。

【眞柄座長】
○○委員がおっしゃっているのは、このデータはセーフティネットの前のデータでしょう。セーフティネットの後のデータはここにはないから、後のデータはモニタリングデータかもしれないけれども、その値ははるかに低い値だから、設定値の９より低い値だから、その過程で酸素というか空気が入って、希釈されて低くなることはないのかということです。
だから、それは設備上そういうのはないということであれば、それはそれでいいわけです。セーフティネット前の値が高いので、そのときは空気を多目に後ろで入れて、セーフティネット後の値が目標値よりも低くなるように操作できるようにはなっていないですねという確認です。

【北海道】
それが生じるとしたら、酸素濃度の換算のためのモニタリングのところとオンラインのＰＣＢのところの間で希釈をかけたということが考えられますけれども、それはないです。

【眞柄座長】
設備的にないと言ってくれればいいので。

【ＪＥＳＣＯ】
ＪＥＳＣＯの運転管理課長の田代でございます。
今の件については、全くないと言って結構です。

【眞柄座長】
わかりました。
ほかにありますか。

【○○委員】
トラブル事象についてお聞きしたいのですが、初歩的なことで申しわけないです。
処理をしている過程で、濃度についてはいろいろあると思いますが、一定濃度のＰＣＢを含んでいる液が人に何らかの形でかかった場合は、この事象の中でどこに該当するのか教えてください。

【ＪＥＳＣＯ】
安全対策課の鈴木でございます。
人に被液した場合には、ここにございます労働災害が発生した場合には休業災害等で判断されることとなります。
休業４日以上の労働災害と認められた場合には区分Ⅰ、３日以下の休業の災害であれば区分Ⅱ、不休災害があった場合には区分Ⅲと判断いたします。

【○○委員】
今の説明だと、休業になるような、かぶるといっても、かなり問題になるような状態になったら事故扱いするけれども、そうでなかった場合は、ちょっと聞こえなかったのですけれども。

【ＪＥＳＣＯ】
不休災害の場合でも区分Ⅲです。

【○○委員】
区分のⅢに属するのですか。

【ＪＥＳＣＯ】
済みません。労働災害として扱われます。これとまた違う判断になります。

【○○委員】
いわゆる休業災害にはいかなかったけれども、そういう事故があったという場合はⅢに属するのですか。

【ＪＥＳＣＯ】
引き続き、田代が説明させていただきます。
ＰＣＢに被液したからといって労働災害になるわけではございません。ＰＣＢに被液して、例えば、それによって肝機能障害が発生すれば明らかに労働災害ですので、その場合に初めてこちらの区分の中に入ってくることになります。
それから、ＰＣＢだけではなくて、洗浄油に被液した場合、皮膚に薬傷等が起こります。やはり、そういった場合も労働災害になりますけれども、被液したからといって労働災害が起きなければ、こちらの区分上には載ってこないということになります。
ただし、今回は、被液したこと自体は確かに問題がありますので、あえて報告させていただいたということになります。

【○○委員】
報告したということになっているけれども、どこに報告したのですか。

【北海道】
北海道庁です。先取りしたお話になりますけれども、北海道の立入検査で資料２－６に被液の部分について若干触れております。
先ほど、ＪＥＳＣＯから説明がありましたとおり、労災に該当しないということの判断ですので、公表区分Ⅲもそうですし、Ⅳにも該当しない、いずれにも該当しないということになります。施設的な不具合というわけではなかったので、不具合事象にも該当しないということになります。
ただ、被液すること自体は、施設のトラブルではないにしろ、ＰＣＢに触れたということは、やはり、それを何らかの形で公表すべきということで、不具合事象の区分には入れてもらいまして、そして、委員の方々に毎月報告している中にも不具合事象未満の部分として報告するとともに、ＪＥＳＣＯのここのセンターのところでも閲覧に供することとしております。

【○○委員】
私どものほうに送ってくれたのですか。

【眞柄座長】
送っています。

【○○委員】

そこで一つお聞きしたいことがあります。

恐らく、そこで働いている人方は、難しい仕事をよくやっているなと思います。創業以来、総人数ではなくて、実人数でどのぐらい入れかわっているのか。というのは、前回の議事録を読むと、教育をきちんとやっているという内容の発言がありますけれども、今の浴びたという事象を見たら、極めて初歩的な教育がされていなかったのではないかと、私はそういうふうに考えているのですけれども、そういう点では、人の出入りがかなり激しいのではないかと予想しているのですが、その辺を具体的に納得いくような説明をいただけませんか。できれば実人数で、何年に何人が入れかわったかというようなことがわかれば、教育がいかに大変かということがわかるし、例えば、安定した技術と訓練をされた人がずっといるのであれば、ある意味では市民が安心するということにもつながるわけですよね。その点が見えない。なおかつ、今言ったように、重大事故になっていないからという感覚がすごく発言の中に感じるのですけれども、非常に重要な問題として捉えるべき事象だというふうに理解しています。

【眞柄座長】

きょう、すぐ情報提供していただくことは難しいと思いますので、具体的に作業に当たっていらっしゃる方の実数とか、何日間というか何月間働いておられるとか、あるいは、ＯＪＴをどれぐらいやられたとか、そのような資料を次回までに整理をしてください。

違うことをお伺いしますが、地震のときに、心配になって東京から電話をかけたら全然通じなかったのですが、これはしようがないなとは思って、テレビでも何にも放送がやっていなかったので大丈夫だろうと思ったのですが、今の資料２－４の別添３の胆振東部地震での対応のところで、６日の３時８分に地震があって、設備関係で９月７日の３時２７分に停電があって、直ちに非常用の発電機がかかったと。この停電というのは、全道ブラックアウトのときの停電ですよね。７日の日の１３時３０分に新日鉄から受電開始の連絡を受けると書いてありますけれども、これは、新日鉄を通じてＪＥＳＣＯの事業所には電力の供給があった、特別にという理解でいいのですか。

【ＪＥＳＣＯ】

もうご存じかと思いますけれども、私どもの施設への電力供給は新日鐵さんから来ていますので、北電さんから直接ではなくて、まず新日鐵さんとお話をさせていただいて、当然、新日鐵さんも、てんやわんやでしたけれども、常に私どもの担当と連絡でやりとりをさせていただきながら、やっとＪＥＳＣＯのほうに電気を廻せるのが１４時３０分ごろになりそうですと１３時３０分頃に連絡がありました。私どもは受ける準備をちょっとずつやっていって、相互に連絡をとりながら受電を行ったということでございます。

【眞柄座長】
ありがとうございました。
それから、東京本社と連絡がつくようになったのはいつごろからでしたか。

【ＪＥＳＣＯ】
本社とは、６日の朝、停電が起きているので、メール等は使えませんでしたけれども、普通の固定電話はそのときには使えておりましたので、電話だけのやりとりはしておりました。
ただ、その後、固定電話を使えなくなりましたので、そこからは、ほとんど連絡ができていない状況でした。個人の持っている携帯電話という手法に頼るのみでした。

【眞柄座長】
わかりました。携帯局も飛んだとかというところもあったみたいだからね。

【ＪＥＳＣＯ】
携帯キャリヤーのソフトバンクとかドコモとか、それによっては全然だめな会社もありましたし、一部の会社のある場所に行けばつながるというところはありました。

【○○委員】
今、眞柄先生からご質問をいただいた件は、私も実際に地元にいて大学に行っても、やはり、停電してから受電するときに、機器の立ち上げにかなりの手間がかかって、すぐにはＯＮにはできないということで、多分これぐらいの準備が要った思うのですけれども、今回、たまたま新日鉄のほうから受電ができたんですけれども、もしできなかった場合、自分のところの非常用の発電機というか、何時間ぐらいずっと保つことができる状況になっているのでしょうか。

【ＪＥＳＣＯ】
非常用発電機の燃料は重油であり、施設内にある重油タンクがそのときどれぐらいのレベルにあるかにもよりますけれども、フルの状態ですと大体３日ぐらいは持つであろうという重油の貯槽があります。
今回の災害では資料に記載していますが、９月６日の６時４５分に供給会社に重油供給依頼ということで、地元に重油を供給していただいている会社にすぐ電話で連絡をとりまして、３日持てばということではなく、すぐ補給してくれと、まず打診いたしました。供給会社も被災していますので、大変な状況ではあったのですが、ＪＥＳＣＯのほうには何とかローリー車で、当日ではなく翌日だったと思うのですけれども、何とかすぐ入れてい

ただくことができました。そういうふうに重油さえ供給され続ければ、基本的には連続してずっと発電機を回せることになります。発電機の発電量も全ての電力を賄える能力ではありません。最低限維持する電力量しかありませんので、重油の供給が確保できれば最低限の維持管理ができるということになります。

【○○委員】

私どもも、このＰＣＢの施設だけではなくて、もし津波災害だったら、例えば重油とかを供給するラインも全部とまってしまって、本当に孤立した場合、しかも３日を超えて重油がなくなったときに、やはり考えておかなければいけない。今回、北海道でたまたまあったのですけれども、冬期で交通機関も動きにくい状況だとすると、やはり、いろいろ今回がいい契機になったと考えられると思いますので､それは今後検討していただくとして、もう一点は、これは道のほうになると思うのですけれども、ＰＣＢの輸送に関する安全管理について、例えば地震とかでＰＣＢの輸送中に事故があるとか、そういう対応をかなり当初心配していたのですけれども、実際に今回、例えば胆振東部を走っていたＰＣＢの車両がそこで被災した時、そういうのは実際にどこが把握をして、実際に誰がそこに行くという状況になるのか、教えていただけませんか

【北海道】

運搬車両でも軽い接触事故というのは何件か起こったことがございます｡そのときには、運転台に非常用のスイッチがありまして、それを押すことによって、すぐにＪＥＳＣＯと関係自治体にファクスなり連絡網が届きまして、例えば、そこが北海道内であれば、北海道の地元の振興局が駆けつけると。道外で起こる可能性もありますので、例えば栃木で起こったら、栃木の栃木県の職員が駆けつけて、レバーの確認をして、必要な措置を行うというようなことで連絡体制、運搬体制は整ってございます。

【○○委員】

揚げ足をとるわけではないのですが、もし受ける胆振支庁とかそういうところが全部停電して、先ほどのような電話が通じないという状態で、車両からその情報が行かないという状態になったときには、誰も把握しようがないということですか。携帯電話も通じなくて、各支庁も電話が通じないという状況が多分あったと思うのですけれども。

【北海道】

この後、ＪＥＳＣＯには確認したいと思うのですが、ＧＰＳの緊急通報システムの電源の取りようと、その発信システムについて、ＪＥＳＣＯに確認なのですけれども、道と振興局間の連絡というのは、自治体のガイドラインで７２時間以上の自家発電の容量を備えているのですけれども、それで自前の回線を持っているのです。行政間で。それで電話の

バックアップはとれております。

あとは、運搬車両からの信号が飛んでくれば、振興局間での本庁とのやりとりが可能です。

【眞柄座長】

行政無線で通信できるのは、おっしゃるようにできるのです。でも、例えば、先ほど僕が言おうと思ったのですが、ＪＥＳＣＯの事業所と本社と行政無線のシステムに入っていない。例えば、衛星用の通信設備が入っていれば、市場のヤフーとかドコモとかでない通信手段があるわけです。だから、非常用にそういう通信手段を持っているか。国交省の整備局の中の通信だとか、道内の振興局とかというのは、行政の通信システムを別途持っているわけでしょう。ＪＥＳＣＯの中は多分持っていないので、持っていれば別だったけれども、どうなのですか。

【ＪＥＳＣＯ】

ＧＰＳシステム自体、細かく説明させていただきます。

ＧＰＳシステムについては、今、先生がおっしゃったように、通常の携帯衛星とは異なって、名称は忘れたのですが、ほかの災害時に対応できるような衛星を使っていますので、災害には強い形の飛ばしができますから、先ほどの車両に乗っていた場合、車両についている緊急通報ボタンを押す。あるいは、スマートフォンみたいな形でも持っていますので、そこで緊急通報のタブを押すという形にすると、まず衛星に流れて、ＧＰＳシステムがそのままセンターに流れます。そうすると、少なくとも、北海道のほうではメールが通じなかったとしても、本社のほうには、そのままメールが流れますので、本社を通じて各方面に流すということは可能になると思います。

【眞柄座長】

だから、本社とここととはつながっていないでしょうと。

【ＪＥＳＣＯ】

そこは必要ですね。

【眞柄座長】

そこを反省しなければいけないのではないのと。一番はそこなのです。

だから、○○委員が言うように、今回の地震でよかったけども、津波のときなんかは、もう少し混沌とした状況になるときには、やはり連絡のシステムがないと通じないわけです。福島のときは、東電の本社と原発の中で専用の通信システムがあったから、あれだけやりとりできたわけです。けれども、それがなくて普通の携帯でやっていたら、全然コミ

ュニケーションがとれないから、どれぐらいのお金のものか私は知りませんけれども、やはりそれぐらいのものを持っていたほうがいいし、例えば、ＪＩＣＡの協力隊とか専門家の人は、かなり通信状況が悪い途上国へ行くときには衛星の電話の通信システムを１台持たせます。だから、それぐらいのことはやっておかないといけないのだろうなと思います。

【○○委員】

細かいところをお聞きするつもりはなかったのですけれども、今回、地震があって、津波災害だったらどうかとか、幾つかのシチュエーションがあると思うのですけれども、主体が、誰かがそこで災害が起きたときに、西日本災害とか、例えば津波で事業所とか保管事業所が流されたとかときに、誰がそれをモニターするかといったら胆振支庁、例えば被災した自治体はなかなか難しいと思うのです。ですから、おっしゃったとおりに、例えば、東京とか被災していないところがモニターをして、例えば被災して流れると、保管事業所があるとするとＰＣＢとかが流れてしまうので、誰が責任をとるかは、私の認識ではなかなかそこの主体がはっきりしていない。事業所が自分で責任を持つことが原則なのかもしれないのですけれども、西日本豪雨とかを見ても、あの状況で現地の方、あるいは事業所の方がやるのは難しいので、これを契機に、ＪＥＳＣＯの本社も含めて、誰かモニターして、ここで災害が起きたら被災車両はなかったのかとか、そういうチェックシステムみたいなものがあるのかもしれないのですけれども、今回、私どもの災害の状況を見ていると、なかなか第三者的に見ていただける、現地に行かれるというケースもあると思うのですけれども、そういう体制が何かあったほうが、電話が通じないとすると直接来ていただくしかないので、その辺を今後検討していただければと思います。

【眞柄座長】

少し危機管理のマニュアルを見直してください。

【○○委員】

資料２－４の別添１のところですが、読んでわからなかったので、そのままほうっておいたのですが、３回も同じことが起こっているのです。これは、前は起こっていなかったけれども、なぜこういうふうになったのか、知りたいのですが。何か考えているところはありますか

【ＪＥＳＣＯ】

おっしゃるとおり、平成３０年に入りましてから３回発生しております。主たる原因については、現在、まだ不明でございます。

【眞柄座長】

また後から同じようなことが関係するのがあるかもしれません。
では、次のモニタリングのことを説明してください。

【事務局】
それでは、環境モニタリングに関して、事務局から報告させていただきます。
資料２－５をごらんください。
平成３０年度の環境モニタリング測定結果となっております。
まず、１ページ目ですけれども、周辺地域環境の北海道、室蘭市が実施した分についてですけれども、おおむね基準値から十分低い値となっております。
ページをめくりまして、ＪＥＳＣＯが実施した周辺環境の測定結果ですけども、大気、水質、底質、いずれの結果も基準値以下となっております。
次に、３ページ目ですけれども、こちらは当初施設の測定結果となります。
前回、会議でご指摘いただきました単位につきまして変更しております。ＰＣＢはマイクログラム、ダイオキシン類はピコグラムに変更しておりますので、ご確認ください。いずれも、全て目標値より十分に低い値になっております。
続きまして、４ページ目ですけれども、こちらは増設施設についての測定結果となっておりまして、先ほどと同様、こちらも単位を変更しております。いずれも目標値より十分に低い値となっております。
次に、５ページ目ですけれども、熱媒ボイラーと騒音、振動について、今回ＪＥＳＣＯで調査しておりまして、いずれも目標値よりも低い状態となっております。
最後の６ページ目ですけれども、ＪＥＳＣＯで実施しました浄化槽最終出口及び排水の調査結果となります。いずれも目標値より低い値となっております。
以上で、資料２－５の説明を終わります。
続きまして、資料２－６ですけれども、こちらもＪＥＳＣＯに対しまして北海道及び室蘭市における立ち入り検査の状況を示しております。
７月２６日以降の太枠部分が今回追加されたものになります。７月２６日の環境モニタリングの立ち合いのほか、７月３０日、先ほど、○○委員のお話にもありました被液の件に関してになります。こちらに関しては、作業員の安全確保に努めることを市からは指導しております。
ページをめくりまして、こちらはＪＥＳＣＯのほうからありましたけれども、増設施設でのＨＨ警報発報につきまして、ＰＣＢの超過はないということを廃棄処理施設の健全性を確認いたしましたため、運転再開を了解しております。
以上で、資料２－６の説明を終わります。

【眞柄座長】
ありがとうございました。

この資料について、いかがでしょうか。

【○○委員】

４ページにプラズマ排気のＰＣＢの濃度のデータが出ているのですが、桁が低いので、全然低いのはわかるのですけれども、先ほど○○委員からのご質問があったときに、オフラインのＰＣＢ濃度のところで、資料２－４のときに、５月２２日に１．０という数字だったのですけれども、これに比べると、３桁ぐらい低い値で出ているときに、オフラインの１．０というのは、どのぐらいの精度なのか。要するに、このレベルで出ていたという理解でよろしいのでしょうか。今、一時的に排ガスにＰＣＢ濃度がかなり高い濃度で出ていた可能性があるということを示しているのか、そうではないのかという話です。

【ＪＥＳＣＯ】

ご説明いたします。

まず１点、測定方法は、公定法と、現在私どもＪＥＳＣＯで行っている方法、緊急時対応で行っている方と両方ございまして、どうしても定量下限値等々は変わってまいります。現在の私どもの測定方法でいった場合には、当然、その感度は測定できない数字となっており、実際には出てないものと考えております。

【○○委員】

オフラインのＰＣＢ濃度１．０というのは、横に不検出３マイクログラムという、３という数字があるのですけれども、それを下回っているけれども１．０というのはどうしてですか。オフラインのところの検出限界はもうちょっと低いのですか。

【ＪＥＳＣＯ】

まず一つは、オンライン測定とオフライン測定の差がまず一つございます。オンライン測定の場合は、前処理をほとんど行わない形で処理をしますが、オフライン測定の場合は分析員が手でマニュアル操作で分析を行います。

【○○委員】

こちらの公定法での増設施設の分析は、先ほど報告があった０．００５というレベルまではかれる測定法と、こちらのオフラインは違うということでよろしいのですか。検出限界はかなり。

【ＪＥＳＣＯ】

これは、それぞれオンライン、オフラインと、行政の方で報告のあった数字、これは全て違う測定法となっています。

【○○委員】
　では、常時、恐らくこちらのレベルで出ているやつを、機械のほうで間違ってこの数字を出してしまっているということでよろしいですか。

【ＪＥＳＣＯ】
　測定限界について、今、セーフティネット１．０と出ているところを見ていただきたいのですが、まず、セーフティネット活性炭前ということで、定量下限０．７から０．９ぐらいで動いているところでございます。その関係もあり、回収率等の問題も若干ありますので、１．０ということで出ているのですが、厳しい数字かとは思います。

【○○委員】
　あくまでも１０マイクロを見つけるためのものということですね。ありがとうございます。

【眞柄座長】
　ほかはよろしいですか。

【○○委員】
　環境モニタリングのところで、周辺地域とＪＥＳＣＯのあたりでの値ですけれども、ＪＥＳＣＯのあたりではベンゼンが出ているわけですが、輪西地区では特に強い時がありますね。これらについてはいつものことですけれども、室蘭市はどう考えておられるのでしょうか。

【室蘭市】
　室蘭市環境課の本間でございます。
　輪西地区測定局のベンゼンの値については、室蘭市が大気汚染防止法の政令市として常時監視をしているものです。
　この結果、基本的に環境基準との評価というのが年間を通した平均値で行われるべきものというふうに考えております。
　ただ、月々で高い値が出た場合には、その周辺の状況を、例えば、企業への聞き取りですとか、そういったもので状況を捉えているというような実態になっています。

【眞柄座長】
　輪西のあたりは、余り空気環境としてはふさわしくない地勢的な問題もあるので、高い数値のことがあるというのは確かでしょう。市としても十分ご承知だと思いますが、やはり、企業なり交通あたりに協力を求めるような行為をされたほうがいいのかもしれないと

思います。

それでは、前回の円卓会議での宿題みたいなものが幾つか出されて、回答もされているということですので、それについて説明してください。お願いします。

【ＪＥＳＣＯ】

資料３、前回監視円卓会議での課題に対する報告等についてです。

前回、会議におきまして、複数の項目にわたって課題をいただきました。これらを表により整理させていただきました。

まず、指摘の１番目ですが、オンライン装置上の情報を利用し、誤発報による操業停止を防止できないかです。

回答といたしましては、オンラインモニタリングのデータ表示機能、２４時間サンプリングの運用と複数の判断要素を調べることで夾雑成分による誤発報の判断につなげるため、新しい判断フローを作成しております。資料としまして、別添の１、２、３に記載してあります。

まず、別添１をごらんください。

今回、作成しましたオンラインモニタリングＨＨ警報発報時判断フローを示しております。

ＨＨ警報が発報した場合、矢印に従い三つの対応を行います。

フロー図の左の矢印は、排気漏洩防止施設が稼働し、溶融缶投入を停止する。それと、フロー図右側の矢印ですが、こちらは、日立ハイテクソリューションズに連絡し、リモートによりデータの解析をお願いすると。これらは従来の対応と全く同じでございます。

今回、フロー図中央の矢印が新たに作成したものとなります。複数の判断要素を並べ、ＰＣＢによる発報か夾雑成分による誤発報かの判断につなげる点検ミスを記載いたしました。このリストは、今回、オンラインモニタリング装置のデータ表示分を追加することで可能となっております。

点検事項ですが、上より、装置の健全性の有無、プロセスデータ・操業データ異常の有無、検出されたＰＣＢ塩化物組成割合の確認、警報発報時の標準試料の感度、警報発報後の感度の確認、セーフティネット前後でのオンラインモニタリング値オフライン測定値の確認、発報前後と合わせた３回の平均値の確認、２４時間サンプリング装置の結果の確認、これらのチェックを行い、ＰＣＢか夾雑成分による発報かどうかの判断を行い、溶融停止、操業再開の判断を行おうと考えております。

なお、点検項目に疑義が生じた場合は、日立ハイテクソリューソンズからの結果を待ち、判断したいと考えております。

次のページの別添２ですが、こちらに北海道環境科学研究センターで実施しましたＨＴ８－ＰＣＢキャピラリーカラムを用いたカネクロール中のＰＣＢ異性体組成の検討の要約と結果を記載しております。

また、別添３ですが、こちらのほうに北海道環境科学研究センターの結果を含め、全３件の部分でのＰＣＢ異性体組成の結果を示しておりますが、組成割合の最も多いＫＣ－４００の４塩化物でも約６１％ですので、今回、１種類の組成として７０％以上という数字を上げさせていただいておりますので、その判定７０％は妥当なものだと考えております。

続きまして、指摘事項の２番目になります。

屋上の白い汚れについてですが、白い汚れは、温水ボイラーの煙突のドレン排水（雨水）がドレン配管下のコンクリート（防水シート保護用）からセメント成分を流出させたものと考えております。

対策として、コンクリートを撤去し、防水シート保護用にゴムシート及びドレン配管を加工しております。

別添４で説明させていただきます。

別添４ですが、上の写真にグーグルアースでの白い川の画像を収載しております。わかりにくいのですが、中央やや右下に、１センチぐらい伸びた白い線があるのですが、こちらが今回指摘の白い汚れ、白い川になります。屋上防水シート上の白い川のところで拭き取り試験を実施いたしました。比較として、同じ場所の壁でもふき取り式を実施いたしました。採取場所は下の写真の①、②としております。

検査結果を表に整理しております。

拭き取り試験ですので、単位はマイクログラム／１００平方センチメートルとなります。白い川のところは、鉄が２，１００、カルシウム２７０、クロム１００、東側壁ですが、鉄が２４０、カルシウム４１、クロムが５という結果でございました。どちらからも、鉄、カルシウム、クロムが検出されており、白い川のところは、壁よりもいずれも高い数値となっております。

白い川のところのカルシウム濃度が高いことより、下の写真の中央部に陣笠から入った雨水を下に排出するドレンノズルが置かれてあり、写真中央に真っすぐ伸びたものですが、このドレンノズルの下にコンクリートブロックが置かれており、ここから出たものと推定いたしております。

鉄は、他の屋上と同じく粉じん中の鉄分と推定されますが、あわせてクロムも検出されたため、今回、ドレン下のコンクリートブロックを削り、溶出試験を行ったところ、ブロックからもクロムが検出されましたので、白い川のところのクロムはコンクリートブロックから出たものと考えています。

なお、クロムは全て３価のクロムであり、有害物質として排水規制の対象とされる６価クロムは検出されませんでした。

汚れの原因となりましたコンクリートブロックを今回取り外し、防水シート保護のため、ドレンを配管したり、シートを敷き、また、配管の形状を変更いたしました。

対策は別添５に示しておりますので、ごらんください。

写真は、上段の雨水受け及びドレーン管についての変更前でございます。下段に変更後

の写真を載せてございます。現在このような形に変更しております。

続いて３番目の事項ですが、屋上の鉄粉について発生源の推定についてということでございます。

当初施設の屋上、事務所前の左側駐車場、ＰＣＢ処理情報センターの３カ所で２４時間大気中の粉じんを採取し、分析を行っております。いずれの場所でも鉄、カルシウム、アルミニウム、クロムが検出され、金属の構成比は、ほぼ同様でありました。こちらについても別添６で説明させていただきます。

別添６に３カ所の採取場所を赤丸で示しておりますので、ご確認ください。

また、３カ所での粉じん測定の結果を記載しております。以下申し上げます。

大気中粉じん測定結果です。

当初施設屋上、こちらの単位ですが、マイクログラム／立方メートルとなっております。

当初施設の屋上、鉄１２．０、カルシウム８．３、クロム０．１７、アルミニウム２．６。事務所前、鉄１４．０、カルシウム９．０、クロム０．１２、アルミニウム２．８。ＰＣＢ処理情報センター、鉄８．６、カルシウム１１．０、クロム０．１１、アルミニウム３．１。

採集日時は、１０月２４日から２５日の２４時間、平均風速は４．１メートルで、最小０．６、最大７．１メートルです。風速は、風配図を示しておりますが、北西または西方向の風向が多く観測されております。

いずれの場所からも鉄、カルシウム、クロム、アルミニウムが検出されており、粉じん濃度は、多い方より鉄、カルシウム、アルミニウム、クロムの順であり、同じ傾向の粉じんが３カ所で捕集されております。参考の比較として、関東Ｃ市で平成２４年度に実施した粉じん調査結果を示したものでご確認ください。なお、Ｃ市では、クロムについては実施されておりませんでした。

続いて、４番目の活性炭交換の基準についてです。

今回、活性炭を新炭に交換いたしましたので、新炭への洗浄溶剤の吸着量について現在データを経時的に収集しております。そのため、新たな活性炭の交換判断に加えるよう現在検討しておりますので、検討結果を改めて報告させていただきたいと考えております。

資料３、前回監視円卓会議での課題に対する報告等については以上です。

【眞柄座長】

ありがとうございました。

それでは、今の四つのことについての説明に関して、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

【○○委員】

会議での課題に対する報告資料３のところの活性炭交換の基準についてというところ

で、データを経時的に収集しというふうに書いてあるのですが、これはどういうふうにやるのですか。炭の交換をするときにやるのだったら経時的というふうには書かないと思うのですが、それをとるということですか。

【ＪＥＳＣＯ】
はい。

【○○委員】
すると、どういう取り方をするのかイメージが沸かないのですが、例えば、流れているところの上流から下流にわたって幾つかとるのでしょうか､それとも１カ所だけとるのか、そこのあたりが、取り方によっては余り意味のないデータになる可能性もありますので、どういうふうにするのか聞きたいのです。

【ＪＥＳＣＯ】
副所長の大島です。
活性炭層の複数箇所をサンプリングしてデータ分析する予定にしております。

【眞柄座長】
１回ではないのでしょう。

【ＪＥＳＣＯ】
通常の点検時に活性炭をサンプリングしておりますけれども、それ以外に、運転中に数回サンプリングをして経時変化を見たいと考えています。

【○○委員】
前に調べてほしいと言ったときには、全部活性炭を交換したときだったので、何も議論ができなかったのですけれども、今回は、場所が決まって、時間が決まってとっていくという形になるわけですか。

【ＪＥＳＣＯ】
今、予定しておりますのは、大体定期検査というのが半年ごとになってしまいますので、その間、２カ月ぐらいのスパンでデータをとっていこうかなと考えています。

【○○委員】
サンプリングの場所はどこですか。

【ＪＥＳＣＯ】
場所は、活性炭層の流れに沿って代表サンプルを数カ所とっていくというサンプリング方法を考えています。

【眞柄座長】
一応、吸着等温線や吸着帯の移動もとれるようにサンプルして、測っていくことですね。ほかにございますか。

【○○委員】
ＯＬＭ　ＨＨ警報判断フローのところで、まだつかめないのですが、一つよくわからないのが、上から三つ目に、検出されたＰＣＢ塩化物組成割合７０％というふうに出ていますが、どうして７０％というのが出てくるのか。別にＰＣＢの量でいいように思うのですが、このあたりはどういうことを意味しているのですか。

【眞柄座長】
では、もう一度説明してください。

【ＪＥＳＣＯ】
まずこちらですが、別添３を見ていただければよろしいかと思うのですが、ここにカネクロール同族体存在比というのを記載してございます。
一般的にＰＣＢは、用いられている原料によりましておおよその割合が決まっております。例えば、ここにありますように、ＫＣ－４００であれば、Ａｎｅｚａｋｉというデータを見れば２塩素化は１．２、３塩素化が２０．２、４塩素化が５１．５、５塩素化が２０．２、６塩素化が５．４というふうに、通常、１種類の同族体のみが出るということは基本的にないと考えられております。そのため、今回、誤発報の判断の一つとしまして、ＰＣＢ組成が今言いましたように２塩素から６塩素まで通常出るのですが、ある一つのものだけが突出した場合には、夾雑によるＰＣＢとの判断ができるとのメーカー及び各所先生方のご意見もいただき７０という数字に設定させて、もう一回勘案させていただいております。
実際にここに記載してございますご意見等の中でも、先ほど申しましたように、最大でもＫＣ－４００の４塩素化物で６０．７ということで、７０％を超えた場合には塩素化物単独事例ということで、夾雑成分の可能性が高いのではないかと考えております。

【眞柄座長】
ちょっとわかりにくいのですけれども、資料２－４の別添２のところで、２月１６日でも５月２２日の信号でもいいですが、この図では、今の説明のＰＣＢの２塩素化物とか３

塩素化物とか４塩素化物とか５塩素化物だとかというのは、わかるのですか、わからないのですか。

【ＪＥＳＣＯ】
資料２－４の別添２の４ページですが、こちらに検出されたＰＣＢ塩化物組成ということで上げさせていただいております。
２月１６日の例を報告してございますが、酸素換算前の数字となっておりますが、総ＰＣＢに対しまして４塩素化物のみ突出した形での数値が測定されていることがわかるかと思います。

【眞柄座長】
だから、下のほうの青色の線が２月１６日の下のほうにありますよね。下の４塩素化物のピークの下のところに小さなピークがありますよね。これは４塩素化物ではなくて、３塩素化物とか２塩素化物ですよということですよね。そういう意味でしょう。

【ＪＥＳＣＯ】
そうでございます。

【眞柄座長】
だから、一つの４塩素化物だけが突出して高いようなデータの場合には、そもそもＰＣＢというのは塩素の数が異なる混合物で構成されているので、一つのものだけが高いことはあり得ないということで、それは誤発報という判断をしますという説明ですね。

【ＪＥＳＣＯ】
はい。

【眞柄座長】
そういうことなのだけれども、要するに、絶対値で表現をずっとしているわけです。けれども、正確に言うと、時々、絶対値で例えば１０ピコグラム出たと。そのときには４塩素化物が３で、何とかが２だとかというふうに内訳を時々説明してもらうと、ＰＣＢというのはそういういろいろな異性体で構成されていて、同族異性体があって構成されているということがわかるのです。
おっしゃることはわかるのですが、今までは、例えば４ページのこういうシグナルは、こっちの現場ではわからなくて、日立ハイテクソリューションズから連絡がないと、このデータが見えなかったと。今度からは、事業所の中でこういうクロマトグラフに匹敵するのが見えるようになるから、この誤報は４塩素化物だけではなくて、ほかのものも入って

いれば、確かにＰＣＢが出ているし、４塩素化物だけだったら、これは何かの間違いだろうという判断ができるようになりますということと私は理解したのですが、それでいいですか。

【ＪＥＳＣＯ】
そのとおりでございます。

【○○委員】
ＪＥＳＣＯでキャピラリーのクロマトをやっているわけですか。

【ＪＥＳＣＯ】
こちらは違います。質量分析計は分析計ですが、こちらの場合はキャピラリー系のものではない分析計を使っております。

【○○委員】
それで、全種目がわかるのですか。

【ＪＥＳＣＯ】
質量分析計です。
前回の監視円卓会議で科学研の姉崎先生から説明いただいたと思うのですけれども、こちらは測定する対象物を質量数で分ける形のもので測定してございます。

【○○委員】
それをモニターとして質量分析までやっているのですか。

【眞柄座長】
やっているのです。姉崎先生がいらっしゃるから、説明してもらいましょう。

【北海道立総合研究機構】
こちらでオンラインでやられているのは、質量分析でやられているのですけれども、通常、質量分析ですと、その前段階でキャピラリーを使ってある程度ＰＣＢを分離してはかるということをやるのですけれども、こちらでは、それを省略して、直接ダイレクトにマスに入れてはかっていると。そのために、ＰＣＢだけではなくて、ほかの夾雑物も拾ってしまって、それをＰＣＢと間違えてしまうことがあるというお話だったと思います。

【眞柄座長】

要するに、マスクロをとっちゃっているわけです。マスクロの分子量のところに、本来ＰＣＢでないものもかぶっているところがあるから、それが誤報として出てしまうという意味だと私は解釈しています。

○○委員。屋上の話はこれでよろしいですか。

【○○委員】

屋上の話は、これしかわからない。

【眞柄座長】

ありがとうございました。

屋上の話は、いろいろとご指摘があって調べていただきましたが、こういうことだと。特に事業所の中から排出されたものではないということはわかりましたが、改めてグーグルマップの威力がよくわかったと。私は、ほかのところで自分の関係のものも見てみて、やっぱりこういうふうによく見えるのだなと。

今、国会で水道法の改正案が上程されていて、通るか通らないかわからないですが、通ったら水道事業体は施設の図面をつくらなければならないです。

ところが、水道事業体によっては、小さな町や村は、どこに水道が入っているかわからない。わからないというのは、地図はあるけれども、よくわからないというので、この際、グーグルで見て、家があるところには水道が来ているので、それで写真を使って水道の入っている図面をつくろうではないかと言っているのですけれども、そういう知恵を授けていただいたのは、この円卓会議のおかげだと思っていて、感謝しております。

【眞柄座長】

では、ＪＥＳＣＯから、どうぞ。

【ＪＥＳＣＯ】

それでは、漏洩防止プロジェクト活動の実績について、資料４でご説明させていただきます。

私は副所長の大島でございますが、座って説明させていただきます。

まず、昨年ですけれども、増加傾向となってしまいました施設内での洗浄溶剤での漏洩トラブルを受けまして、昨年の８月に漏洩防止プロジェクトを発足して活動を進めてまいりました。

本日は、その実績と効果及び今後の活動方針等についてご報告させていただきます。

まず、１点目として、漏洩防止プロジェクトの立ち上げに至ったトラブルについてでございます。

こちらは、既に昨年１１月、あるいは、本年２月の円卓会議でご報告しているトラブル

の内容でございます。

昨年、平成２９年１月以降、ここに記載の４件の溶剤漏洩トラブルが発生いたしました。それぞれのトラブルの内容と、右側に原因と実施した対策を簡単にまとめております。こちらは既にご報告しておりますので、本日は、内容の説明は省かせていただきます。

こういったトラブルを受けまして、漏洩防止プロジェクトを立ち上げて、各ワーキンググループで活動を実施してまいりました。真ん中辺の緑色の枠で（１）、（２）、（３）に記載のとおり、漏洩防止教育推進ワーキング、工事管理体制強化ワーキング、設備点検強化ワーキングという三つの柱で活動を続けてまいりました。

各ワーキングの内容についても、昨年１１月及び本年２月の本会議においてご報告させていただいておりますので、詳細は省略いたしますが、本日は改めて要点のみご報告いたします。

なお、この資料の下のほうの赤字で記載した部分が、本年２月１５日の円卓会議以降の活動実績となります。

まず、１点目は、漏洩防止教育推進ワーキングでございます。

こちらは、過去のトラブル事例をベースに、漏洩事象の再確認、関連する要領書の再確認、トラブル発生時の対応明確化を中心に、特に運転に直接タッチする運転作業員の方々の漏洩防止に対する意識、感性の向上を目的として各種教育を推進するというものでございます。

活動実績としまして、①から⑤まで記載しておりますけれども、①から④については、運転会社さんの室蘭環境プラントサービス（ＥＭＰＳ）の作業員へ改めて周知教育を昨年２回実施しております。さらに、本年９月の定期点検期間中にも、同様の教育を２回ほど実施しております。

また、⑤については、外部講師によるヒューマンエラー対策等の講習を、昨年１０月、及び本年９月に実施しているところでございます。

２点目は、工事管理体制強化ワーキングでございます。

昨年３月に発生しました工事完了後のフランジの閉め忘れによる漏洩トラブルに端を発した活動でございまして、施工管理の不備によるトラブルを防止するために工事管理体制の強化を行っていこうという活動でございます。

活動の実績、①から④まで記載しております。

①として、主に定期点検の工事開始前に管理体制に問題がないことを改めて確認しております。

②として、ボルトの締めつけ管理と記録方法をルール化しております。

③として、操作禁止札の取り扱いのルールの見直しを行っております。

④が、今回の９月の点検時から新たに採用した活動でございますけれども、次工程作業へ移行していくときのトラブルを防止するため、工程進捗を共有化するための伝達方法を策定して運用を開始しました。ちょっとわかりづらい表現になっていますが、具体的には、

新しい様式を定めまして、工事作業移行時の確認項目のチェックや関係者の押印による確認を実施して、間違いなくステップ、ステップで作業が問題なく進んでいくということを確認するアクションでございます。

３点目は、設備点検強化ワーキングでございます。

こちらは、最近の漏洩トラブルの実績を踏まえまして、以下に記載のスモールａ、ｂ、ｃ、ｄの４項目を重点項目と捉えまして、各種点検確認、あるいは管理方法を見直すことにより、設備の構造やその保全内容、点検実績に起因するトラブルを防止することを目的としたワーキンググループ活動でございます。

まず、１回目のａでございますけれども、長期に未点検の配管やフランジ等の機器接続部のトラブル防止を目的に点検を実施していくということでございますけれども、その点検の対象項目について、漏洩リスクの評価による点数化を行いまして、一定の点数、今回は２０点としておりますが、２０点以上は漏洩リスクが比較的高いという判断から、それに該当する２１９機器を点検対象として、昨年の１２月から点検を開始しました。今年の２月から３月の冬期点検及び９月の秋期定期点検で全て点検を完了しております。

２点目のｂの記載ですが、ダイヤフラム使用機器のトラブル防止でありますけれども、ダイヤフラムに関連する機器が、ダイヤフラムの老朽化や破れ等によって液が漏れるという実際のトラブルからダイヤフラムに着目して、ダイヤフラムを使用している機器の点検と管理方法を見直しております。

①としまして、エアー駆動のダイヤフラムポンプですが、一般的にはメーカーから１年の交換が推奨期間となっているわけなのですけども、今回のトラブルを勘案し、より安全を考慮しまして、今後は６カ月ごとに年２回ダイヤフラムを交換することに変更いたしております。

また、同じくダイヤフラムを使用しているバルブ弁がございます。自動弁と手動弁がございますが、自動弁につきましては、施設全体で約５００台ございますけれども、そのうち点検履歴がない１６２台につきまして、一度にはなかなかできませんので、今後３年計画でダイヤフラムの交換を行うと同時に、劣化状況を確認してまいりたいと思っております。

それから、③のダイヤフラム手動弁ですけれども、こちらは、施設内には約１，５００台ぐらいございます。これらについては、月１回以上操作するものをターゲットにしまして、これが１０４台ありますけれども、こちらを対象に同様に今後３年間の計画でダイヤフラムの交換を行って、同時に劣化状況を確認することを計画しております。

３点目のｃは、攪拌洗浄槽の漏洩トラブルに鑑みまして、施設内の内面ライニングをしている機器に問題がないかということを改めて確認する必要があるだろうということで、機器の内部が内張り構造、いわゆるライニング構造になっているものを漏洩防止の観点でチェックいたしました。対象機器が施設内に１５６基ございましたが、特に確認が必要と思われますスパイラル熱交という熱交換器がございまして、この３基のスパイラル熱交換

器の開放点検を９月の定期点検に実施しまして、問題のないことを確認しております。

ここまでのａ、ｂ、ｃのアクションについて、下の表にまとめさせていただいております。

ａの配管やフランジボルトの点検は、点検予定箇所数は２１９で、既に９月に定期点検で完了しております。ｂのダイヤフラムにつきましては、自動弁が１６２台、手動弁が１０４台の対象機器がございますが、こちらは９月に実施済みの台数、それから、平成３１年と３２年に予定している台数を記載しています。

それから、ｃのスパイラル熱交のライニングの確認ですが、対象となった３基の確認を実施済みであります。

最後にｄですけれども、現状の長期保全計画を中心とした保全計画を見直して、確実な保全を実施するということで、①として、従来保全計画の中でブレークダウンメンテナンスとしていた計画内容について､本当にそれでいいのかという視点で見直しを行いました。

具体的には、従来ブレークダウンメンテナンスとしていたものを、いわゆる時間基準でメンテナンスを行うＴＢＭ、あるいは、状態を見て、状態基準でメンテナンスを行うＣＢＭで管理することに変更、見直しを実施いたしました。

また、次の②ですが、保全の履歴管理と計画を確実とするため、保全記録方法の充実化を進めております。これは、過去の保全履歴と今後の計画を同一の様式にまとめて保全管理、記録の充実を図るものであります。

以上、ご報告いたしましたとおり、この１年余り種々の取り組みによりまして、ＪＥＳＣＯはもちろん、運転会社、工事業者も含めて漏洩防止に関する意識は大いに向上したものと思っております。

結果としまして、設備点検による異常の早期発見、あるいは不良箇所の是正など、トラブルの未然防止に、これらの活動が少なからず効果が出ているものと考えております。

そして、昨年の１２月以降、約１年間、漏洩トラブルは現在まで発生しておりません。これらの活動を踏まえまして、今後も漏洩防止に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

【眞柄座長】

今のご説明で何かご質問はありますか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【眞柄座長】

それでは、最後に、道のほうから条例の改正についてご説明ください。お願いします。

【北海道】

それでは、北海道から、資料５としてお配りしております北海道循環型社会形成の推進に関する条例につきまして、ＰＣＢ関連部分の改正を予定してございます。そして、現在、道民意見の募集を行いますパブリックコメントを行っておりますので、その条例の改正の狙いについてご説明させていただきます。

この北海道循環型社会形成の推進に関する条例というのは、廃棄物の排出量の削減やリサイクルの促進に関する道の施策の基本となる事項を定めるほか、道内での廃棄物の適正処理を図るための事項を定めている条例でございまして、このうち、道外で排出された産業廃棄物を道内に搬入して処理しようとするものについて、原則として、今の条例では事前協議を行うように求めております。この事前協議については、ＰＣＢ廃棄物は、この事前協議は一律に要らないということで今定めているのですけれども､それを見直しまして、一部のＰＣＢ廃棄物について、条例で定める事前協議の対象に新たにしようとするものでございます。

なぜこのような改正を行うかという背景については、道内の安定器について、今、掘り起こし調査を、アンケート調査だけでも４万件、それ以外にも、周知のチラシを７万件に送って、大規模に調査を実施しているところなのですけれども、その中で見えてきたのが、新たに判明する保管事業者さんというのは、いずれも小口、数個とか、多くても数十個といった安定器のみを持っているというところもわかってきていますので、そういったものを効率的に運搬するためには、積み合わせを行いながら拠点拠点で一括して運んでいくのがやはり効率的であろうということで、こういったものを進めたいというふうに考えていると。

ただ、一方、この安定器というのは、道内だけではなくて道外も大量にございます。そのものについては道内で処理していくものでございますので、室蘭に直接今搬入されているのですが、もし、それを道内のほかの場所で１回積み終えて搬入するといったようなことがあった場合には、それは何を目的として、そういったところに１回積み置くのかといったところをチェックする必要があるというふうに考えています。

というのは、北海道に持ち込んだ以上はＪＥＳＣＯに直送するのが効率的ではありますので、それを、わざわざほかの遠い離れたところで置くということは、やはり不適正処理を目的とするという場合も考えられますことから、そういったところにも監視の目を光らせたいといったことが趣旨でございます。

そして、一番下にこの条例改正スケジュールを書いてございますが、現在、道民意見の募集のためのパブリックコメントを来月の６日まで実施しておりまして、そこで寄せられた道民の方々や関係業界からの意見も踏まえて条例案を取りまとめまして、来年２月に開催する北海道議会に議案を提出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【眞柄座長】

ありがとうございました。
特にございますか。

【○○委員】
お聞きしていると、実際にそういう事例がありそうなイメージなのですが、要するに、例えばＪＥＳＣＯの室蘭に近いところではなくて、道東とか、そっちのほうに持ってきている業者さんが既にいらっしゃるのですか。

【北海道】
既にそういった事案が発生しているわけではないのですけれども、やはり、そういった動きというか、ＰＣＢというのはどうしても処理料金が非常に高いですので、動くお金も大きいので、いろいろよからぬことを考えることが、やはりいろいろ耳に入ってまいります。
ただ、そういった会社が実際に持ち込んで具体的に何か悪さされたということはないのですけれども、やはり、そういったところをコントロールする必要があるというふうに考えていますので、未然防止といったところでございます。

【○○委員】
先ほどの、災害ときのＰＣＢの運搬車両の話の続きなのですけれども、実際にこれを全部見られている方というのは、ＧＰＳであらゆるところから、ここにもモニターがあるのですけれども、それは常時見ている方はいらっしゃるのですか。

【北海道】
はい。ＪＥＳＣＯにＧＰＳの軌跡が全部飛んできていますので、そして、ＪＥＳＣＯの入門許可の要件としてはＧＰＳの搭載というところが要件になっておりますので、排出事業者からここまで、一筆書きでどこを通ってきたのかというのをＧＰＳでＪＥＳＣＯはモニターすることはできるといったことであります。

【○○委員】
というよりも、誰かそれをずっと見ていらっしゃる方はいらっしゃるのかということなのです。要するに、今、おっしゃったように、例えば、道東に入って、道東でどうも１週間以上置いてあるということを誰かが解析するとか。
例えば、ＧＰＳを積んで行ったのが、それが１週間、１０日ずっととまっていると、多分何かがあってとまっているのではないかと判断されると思うのですけれども、判断、分析される方がいらっしゃるのかという意味なのです。できることはわかりますよ。

【北海道】
　ＪＥＳＣＯの搬入に当たっては、事前に登録をして、いつ出発して、いつまでに着くということで事前にスケジュールが組まれております。それからおくれて、日をまたぐということになってくると、予定と違うのはどうしてかというところで発見することができます。ただ、３０分とか、お弁当食べてとまっているのか、何をしてとまっているのかというところまでは追跡できないのですが、予定から大幅に時間がずれるということであれば、それについては追跡することができるということです。

【○○委員】
　要するに、計画の入りの時間をチェックすると。それはアナログ的、いわゆる空間的な話ではなくて、本当は空間的に動いているものを見られるようになっているのですけれども、それは余りチェックさせていないというか、実際は入口の時間さえずれていなければ、どういう経路を来ても別に何の問題もないというか、今のところは誰もチェックをしていないということですか。

【ＪＥＳＣＯ】
　ＪＥＳＣＯの黒澤でございます。
　弊社のほうでは、北海道庁様との間で協議をして定めている受け入れ基準がございます。その受け入れ基準の中で収集運搬については、運搬計画をあらかじめ提出することになっていまして、その運搬計画の中には、どういうルートでＪＥＳＣＯまで運搬するかというルートが示されています。そのルートをきちんと通っているかどうかをＧＰＳの軌跡で追う形になっていますので、その確認はしています。

【眞柄座長】
　○○先生が言われるように、後で考えれば、釧路からどこかまで５時間かかると。５時間かかるものが７時間かかったら、ワーニングが出て、何でここが遅いのだというふうにいくようなソフトでも一発入れればわかるのではないか、そういう工夫をしてくださいということです。ＪＥＳＣＯの輸送の仕組みがスタートしてからもう随分たちますし、世の中が進歩しているのだからね。今、小学生が学校を出て家に帰るまでの間、何分以上超えたら、お母さんのところに電話が来るようなアプリがあるではないですか。それぐらいのことを考えてくださいということですね。

【○○委員】
　おっしゃるとおりです。

【○○委員】

ついでに聞きますけれども、そういうのはずっと記録は残っているのですか。

【ＪＥＳＣＯ】
残っています。

【○○委員】
７万戸に該当したものは私の事務所にも案内が来ました。
私の事務所は６０年前に建てたもので、使っている蛍光管が危ないということで全て点検しましたが、点検がすごく大変なのです。インターネットで引っ張って、全部記号から、あそこに書かれていることを計算に入れて、素人では無理だと思います。私も音を上げる上げそうだったのだけれども、うちの若い者が工科系を卒業していまして、そういうことはある程度わかると言っていたので、僕の目の前でやってくれたので助かりました。
幸いにして見つからなかったということになったのですけれども、そこで感じたのは、廃掃法で積替保管は許可の対象になりますね。私の事務所で２個見つかったのです。これは室蘭だからすぐ持っていけるという感覚はあるけれども、室蘭以外の遠いところとかは、２個見つかった、５個見つかった、１０個見つかったといっても、この人たちが室蘭まで運ぶという問題をどう考えますかということになるのです。
その点では、僕は、随分昔になりますけれども、５年も６年も前にパブリックコメントで法的に中間的な保管場所をつくれという提案をしたのですが、無視されました。こういう小さなものを、大きな事業所だったらトラック１台とか考えられるけれども、○○委員はすごく苦労されて、お金もかかって、今でも時折ほかで聞きますけれども、そういう話がこれからまだまだ出てくると思います。
そういう人たちは、積替保管場所という民間の施設を利用することもできるのか、できれば、誰でもきちんと手続をして持ってくれば一時保管して、ある一定量になったら室蘭に運ぶというシステムをつくらないと、１本、２本なら、ちょっと横に持っていかれてもわからなくなってしまいます。
実際は、これから上がってくるのはそういうことが圧倒的に多くなってくると思うのです。その点を考慮していただけないかと思います。

【眞柄座長】
残念ながら○○委員がお帰りにならましたが、少しでもＰＣＢが入っている処理対象になっているものをお持ちの方がきちっと出されて、処理に回るような工夫をぜひお願いしたいと思います。
予定した議事が終わりましたので、事務局にお返しいたします。

３．閉　　会

【事務局】

眞柄座長、大変ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は、長時間にわたっての議論、そして貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。

次回の会議は３月の上中旬頃を予定しております。改めてご案内をさせていただきますけれども、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

また、年度末に向けて、本円卓会議の委員の任期が２年ですけれども、満了となりますことから、改選の手続を行ってまいりたいと考えてございます。団体からの推薦等や公募についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以　　上